

## 恵那市リニア中央新幹線対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 リニア中央新幹線事業に関する環境等の諸問題に対し、東海旅客鉄道株式会社、中部電力株式会社等に適切な対応を求め、住民の安心と安全を確保すること及び建設時における経済効果を最大限に活かし地域活性化を図るため、恵那市リニア中央新幹線対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、リニア中央新幹線事業に関する、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境保全に関すること
- (2) 住民生活に関すること
- (3) 経済活動に関すること
- (4) その他協議会において必要と認める事項に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員30名以内をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 関係地域自治区代表者
  - (2) 地区リニア対策委員会代表者
  - (3) 関係団体の代表者
  - (4) 市議会議員
  - (5) その他、市長が認める者
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、個別事項について協議する場合、関係する委員を招集し、会議を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部リニアまちづくり課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。